

ふるさと・きずな維持・再生支援事業実施要領

制定 令和3年3月29日

1 通則

ふるさと・きずな維持・再生支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 趣旨

東日本大震災による原子力災害に係る本県の風評被害対策の取組や震災を契機とした本県の復興支援の取組又は本県の復興・被災者支援を行うNPO等の取組をサポートする中間支援活動を行うNPO等を支援し、NPO等によるきめ細かな復興支援活動等の継続的な実施を通じて、本県のきずなの維持・再生を図ることを目的とする。

3 事業の枠組み

(1) 補助対象者

本事業の補助対象者は、交付要綱第2条に定めるNPO等とする。

(2) 事業の実施期限

本事業の実施期限は、事業年度末の3月31日とする。

(3) 各種助成金との併給調整

行政による他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は、本事業の支援対象としないものとする。

ただし、他の補助事業の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については支出の対象とすることができる。

4 事業内容等

(1) 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件等は、交付要綱第3条第1項に定めるところによる。

(2) 事業内容

震災からの本県の復興支援活動等を行うNPO等による取組に対して、その経費の一部を補助する。

(3) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、当該事業の実施に必要な以下に示す経費とする。なお、NPO等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。

人件費（実施主体が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、募集広告費等）、使用料及び会場借料、委託料等のうち、県が必要と認める経費

(4) 補助対象取組に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該取組の実施に当たって真に必要な不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの取組につき、その助成額の1/2以内とする。

(5) 補助対象取組

ア 県内外における東日本大震災による原子力災害に係る本県の風評被害対策活動

イ 県内における震災を契機とした本県の復興支援活動（地域振興策や将来の災害への備えに係る取組は除く）

ウ 県内外における本県の復興・被災者支援を行うNPO等の取組をサポートする中間支援活動

※ 前年度に選定された団体の取組については、原則として、前年度の取組から発展した取組もしくは前年度とは別の取組であること。

(6) 採択要件

ふるさと・きずな維持・再生支援事業募集要項に定める要件をすべて満たすこと。

(7) 補助金額及び取組実施主体の負担額

ア 補助率は、事業費の9/10を上限に、補助金の額は補助対象経費に補助率を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

イ 1事業ごとの補助金額の上限額は10,000千円、下限額は概ね1,000千円とする。ただし、平成28年度以降、本事業において、補助を受けたことのある実施主体の上限は9,000千円とする。

ウ 取組実施主体の自己負担は、事業費の1/10以上とする。

なお、取組実施主体の自己負担については、会費、寄付金、助成金等による現金収入を充てることとするが、当該現金収入（本事業への充当が適当でないと認められる収入は控除する。）のみでは自己負担額に不足する

場合に限り、取組実施主体以外より提供される、助成対象取組に係る無償の役務や物資等を金額換算したのもも自己負担額として加算することを認めることとし、その範囲、金額換算の基準等については、知事が定めるものとする。

(8) 実施手順

ア 事業提案書等の提出

補助を受けようとするNPO等は、事業提案書等（募集要項に定める書類）を知事に提出するものとする。

知事は、提出された事業提案書等を5に規定するふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会に提出する。

イ 補助対象取組の選定

5に規定する運営委員会が事業提案書等の審査を行い、補助対象取組の候補を選定する。

知事は、運営委員会の選定結果を最大限に尊重して、補助対象取組及び補助額を決定する。

ウ 交付の申請及び決定

取組実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を知事に申請する。

知事は、その内容を審査し、申請に係る交付対象事業が適正であると認めるときは、イで決定した範囲内において交付すべき補助金の額を決定し、取組実施主体に通知する。

エ 補助事業の変更及び取得財産の処分

知事は、交付要綱第8条及び第14条に基づく申請があった場合は、申請内容について運営委員会に諮り、その結果を補助事業者に通知するものとする。

オ 報告

取組実施主体は、取組終了後速やかに成果を取りまとめるとともに自己評価を行い、知事に実績報告書とともに報告書を提出する。

(9) 不正行為への対応

知事は、取組実施主体において、補助金の他の用途への使用、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令への違反等の不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査した上で、必要に応じ補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すなど、厳正に対応するものとする。

5 ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会

(1) 設置・構成

知事は、事業の公平かつ効果的な実施のため、学識経験者、NPO等、金融機関、税務・会計の専門家等から構成するふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 運営委員会の役割

運営委員会は、4（8）イの補助対象取組の選定及び本事業全体の進捗状況の把握と評価を行う。また、その他実施計画書の検討等、事業を効果的に実施するための指導・助言を行うことができる。

(3) 運営

ア 補助対象取組の選定に関して、委員が申請者と利害関係にある場合には、当該申請案件の審査に参加しないものとする。

イ 運営委員会は、その議事内容及び決定事項等について、速やかに知事に報告するものとする。

ウ 知事は、運営委員会の決定等を最大限に尊重するものとする。

エ その他具体の運営方法については、知事が定めるものとする。

6 事業の評価と成果の普及

(1) 評価の実施

知事は、交付要綱第9条に定めるところにより、支援対象者等の協力を得て、事業実施計画書において定めた成果目標の達成状況を把握して、事業実施による成果等の評価を実施するものとする。評価結果については、事業終了後2カ月以内に内閣総理大臣に報告し公表するとともに、運営委員会にも報告するものとする。

(2) 成果の普及

知事は、取組実施主体等による事業の報告会等の開催等を通じて、事業による成果の普及を行うものとする。